

香川県条例第1号

香川県文化財保存活用基金条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2第1項の規定により定める文化財保存活用大綱に基づき、文化財を守り、伝え、魅力ある地域づくりを推進する事業を円滑に実施するため、個人又は法人その他の団体から募った寄附金を活用し、香川県文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。